

## 平成 30 年度第 1 回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 4 月 27 日 (金) 午前 9 時 30 分から

2 開催場所 二宮町役場第 1 会議室

3 出席委員

1 番	小 林	徳 博	7 番	野 谷	茂
2 番	井 上	宗 士	8 番	倉 持	純 子
3 番	中 村	隆 一	9 番	秋 山	啓 治
4 番	原	淳 利	10 番	橘 川	直 泰
5 番	西 山	聖 二	11 番	原	恵 子
6 番	露 木	聖 一	12 番	野 谷	和 雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮 嶋	智 也
副 主 幹	石 原	慎 也
主任主事	窪 田	武 将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11 番	原	恵 子	1 番	小 林	徳 博
------	---	-----	-----	-----	-----

8 報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

9 議 事

- 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 2 号 農地法第 5 条に基づく許可申請について  
議案第 3 号 「平成 31 年度農地等利用最適化の推進に関する意見」及び  
「平成 31 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは平成30年度第1回の総会を開催したいと思います。出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第1回総会の議事録署名委員につきましては、11番原恵子委員、1番小林委員をお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

3月14日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はございません。なお、この届出の受理通知書を3月29日付で発行しております。

以上でございます。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項2朗読 —

賃借人は、平成26年8月1日から平成31年7月31日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を受けていましたが、賃貸人と合意解約に至ったため、農地法第18条第6項の規定による通知書が提出されました。

解約の理由については、周辺で耕作されている方が当該地を集積することで効率的な耕作を図れるため、関係者間で合意に至りました。

以上でございます。

### 【議長】

これについては、私の方で補足させていただきます。農地法第18条第6項については合意解約であり、ここまでたどり着けない人が多い。農地法の相対で法律的に貸すと、

耕作者保護ということで農地法第17条の規定により、第18条第6項にたどり着きづらいことから、農業経営基盤強化促進法ができ、農地を流動的、効率的に貸借するようになった経過があります。

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

#### 【事務局】

— 議案第1号朗読 —

#### 【議長】

3件ありますので、順番に地元農業委員の現地確認報告をお願いします。ナンバー1につきまして、野谷茂委員をお願いします。

#### 【委員】

4月16日に川匂・山西地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、川匂の宮ノ前に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は888㎡となっております。

対象地周辺は、利用権設定を受ける方が耕作しており、当該地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

#### 【議長】

お疲れ様でした。続きまして、ナンバー2を露木委員をお願いします。

#### 【委員】

ナンバー2の農地について、4月16日に一色地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。

対象地の場所は、一色の林ノ脇に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1104㎡のうち北側の500㎡です。

当該地は畑として管理されており、神奈川県農業公社が農地中間管理事業として利用権の設定を受けることで、農地の有効活用が図れると思われます。以上です。

#### 【議長】

お疲れ様でした。続きまして、ナンバー3を橘川委員をお願いします。

### 【委員】

ナンバー3の農地について、4月16日に一色地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、一色の前寒風に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は1147㎡です。

当該地は畑として管理されており、神奈川県農業公社が農地中間管理事業として利用権の設定を受けることで、農地の有効活用が図れると思われれます。委員の皆様ご審議をお願いします。

### 【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

### 【事務局】

議案第1号関係資料をご覧ください。

初めにナンバー1です。1ページは農用地利用集積計画書です。利用目的はオリーブを作付けする予定となっています。2ページに位置図、3ページに公図の写し、4ページに営農計画書を添付させていただいております。

借主は当該地周辺を耕作しており、今回の権利設定により効率的な農地利用を図るとのことです。

また、当該地周辺には公図上の道等がありますので、借主に土地利用に関して聴取したところ、借主は状況も把握しており、道等を考慮して作付け等を行うということでした。

続いて、ナンバー2になります。借主は、神奈川県農業公社(農地中間管理機構)で、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的として、県知事が「農地中間管理事業の推進に関する法律」第4条の規定に基づき指定した団体となっております。5～8ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書、9ページに位置図、10ページに公図の写しを添付させていただいております。

続いて、ナンバー3です。借主は、ナンバー2と同じく神奈川県農業公社となっております。11～14ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書、15ページに位置図、16ページに公図の写しを添付させていただいております。

農用地利用集積計画は、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従って実施される「農業経営基盤強化促進事業」の中の「利用権設定等促進事業」に関する事項に基づいています。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断する

こととなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

ナンバー1については相対、ナンバー2、3については公社を通してある程度借りる方は決まっていることとなっております。

農地法第3条で貸借すると農地法第17条の縛りで解約がしにくくなり、地主が返してもらえなくなることがある。そういった経緯から、この制度ができ、流動的に集積を図ることとなった。農業委員としてもこれを活用して農地の集積を図っていかなければならないということをご理解いただければと思います。

**【委員】**

借り手が決まっているということですが、農地を耕作できそうもないという時に中間管理機構に申し出ると思いますが、事前に相対で打ち合わせをして契約が決まっている状態が主なのか、それとも耕作できない農地を中間管理機構に申し出て、ホームページ等でやりたい人が確認して、手を上げるのが主なのかどちらでしょうか。

**【事務局】**

たしかに2つのパターンがあります。本来、中間管理機構に貸したいということで登録をして、借りたい人と中間管理機構でマッチングを図る形がいいのですが、中間管理機構も借り手がいないものについて借り受ける訳にもいかないため、実際は、地権者や新規就農者、規模拡大したいといった農家がいた場合にマッチングをし、相対でやるのか、中間管理機構を使うのか選択をしていただくこととなります。中間管理機構が入りますと契約から何から中間管理機構がやることとなりますので、貸し手、借り手が双方でやらなければならないものを中間管理機構がやってくれるというメリットがある中で選択をしていただくこととなっております。今までの中間管理機構を通してやっているものにつきましては、基本的にマッチングがされたものを、中間管理機構が入ってまとめたということとなっております。

**【議長】**

これよりお諮りします。議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第2号朗読 —

**【議長】**

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。秋山委員、お願いします。

**【委員】**

4月17日に中里地区農業委員および事務局で現地確認をいたしました。  
申請地は市街化区域と隣接しており、擁壁等を設置して周辺農地への防除を図る計画でもあるため、転用はやむを得ないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第2号関係資料をご覧ください。  
保育所としての農地転用で、所有権移転になります。  
関係資料につきましては、1ページに許可申請書、2ページに案内図、3ページに公図の写し、4～7ページに事業計画書、8ページに土地利用計画図を添付しております。  
1ページの許可申請書をご覧ください。「3」転用計画の工事計画ですが、8月から来年2月までの予定となっております。「5」資金計画ですが、自己資金と借入金及び県と町の補助金を活用する計画です。「7」その他参考となるべき事項としては、都市計画法第29条の開発行為に該当するため、並行して開発行為の申請も進めている状況です。3ページの公図の写しをご覧ください。全体事業計画は、宅地2筆、農地2筆となっております。4ページ事業計画をご覧ください。用地については、市街化区域内で調査検討したが計画に合う用地が見出されなかったことや保育所として自然環境、公共交通機関の利用可能性を考慮し、選定したということです。6ページをご覧ください。下段「f」隣接農地等への被害防止措置として、擁壁の新設や雨水の敷地内処理、次のページですが、汚水等は公共下水道での処理を行うということです。また、建物の日影の影響については、周辺農地所有者から理解を得られているということです。8ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地の北側が農地でございます。既存建物については用途変更し使用、敷地北側に新たに建物を建築する計画となっております。

本案件については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっています。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

**【委員】**

第2種農地とはなんですか。

**【事務局】**

農地区分については、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に分かれていますが、甲種農地や第1種農地は、10ha以上の集団性のある農地や優良な農地となります。二宮の場合は第2種農地又は第3種農地になりますが、第3種農地については、市街化の中にあるような農地になります。第2種農地というのはガス、水道、下水が2本以上ある道路に隣接していたり、市街地の近くの農地になります。

**【議長】**

隣接同意を得ているといていたが、同意書をとっているのか。

**【事務局】**

日影の関係で日影図を作成してもらい、影響範囲を確認し、その地権者から同意書をいただいています。

**【議長】**

農業委員会として、近接している又は周辺農地に影響があるかということを総会の中で審議することが目的となりますので、チェックしとかなければと思い質問しました。

農業委員会では周りの被害防除という観点から審議すると思います。

他に何かありますか。

これよりお諮りします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

続きまして、議案第3号「平成31年度農地等利用最適化の推進に関する意見」及び

「平成31年度県農林業施策並びに予算に関する要望」について、議題といたします。  
事務局、朗読をお願いします。

**【事務局】**

— 議案第3号朗読 —

**【議長】**

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第3号関係資料をご覧ください。

平成30年度施策等に関する意見・要望に対する神奈川県への回答等を踏まえ、取りまとめさせていただきました。

なお今後の予定ですが、まず農業委員会において審議・決定したものを中地方農業委員会連合会に報告します。次に中連は各市町から報告があったものを取りまとめたうえで県農業会議に報告します。そして県農業会議は各農業委員会連合会から報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

2ページの4 農業委員会組織対策についての農業委員における農地の保全活動等に対し一層の支援を図ることとなっているが推進委員をいれず、農業委員のみでいいのか。

**【事務局】**

二宮町の農業委員会としての意見なので、農業委員とさせていただいております。中連での取りまとめの中で農業委員及び推進委員となるかもしれません。

**【委員】**

2ページの4の理由の段落2つ目のところで優良農地の保全とありますが、優良農地の定義はありますか。

**【事務局】**

厳密な優良農地の定義はありませんが、使いやすさや連担性、先ほどの農地区分の中でも10ha以上などがありましたが、二宮町の中でも連担性や集団性のある農地保全と考えております。

【委員】

どこの農地が対象かといった色分けはされているのですか。

【議長】

1筆ごとに優良農地とはしていないが、農業振興地域整備計画の中で、指定している農地については優良農地として認めざるを得ないということでしょう。

【委員】

整備計画の中で認められている農地を優良農地というのですか。そういうことだと市街化区域に隣接している農地は優良農地ではないということですか。

【事務局】

農振農用地を優良農地として守る意味合いはあると思います。集団性や接道などあると思いますが、1筆1筆農振農用地以外のものというのは定義づけがありませんが、市街化の近くだから違うということでもないと思います。

【議長】

中連の研修会で生産緑地の指定の話になったが、生産緑地を指定している市町村は届出をしないと生産緑地が継続されないことであったり、相続のメリットがなかったり、今後は法律改正されて面積が下がります。市街化区域の中でも生産緑地に指定すれば優良農地になります。生産緑地も市街化区域の中で点在していても1筆ずつ指定することも認めることとなる。なので、連担性がなくても個別の話になってきているのもある。

本案の意見・要望については中連で取りまとめて意見を提出していくこととなります。それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第3号「平成31年度農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「平成31年度県農林業施策並びに予算に関する要望」について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。

よって、本案は「原案のとおり意見・要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時15分閉会